

# 不法投棄

## ごみの不法投棄は**犯罪**です。

- みだりにごみを捨てることは、不法投棄にあたり、犯罪です。違反者には厳しい刑罰が科せられます。



## 不法投棄をさせない**環境作り**を！

- 立札、柵などの設置や雑草をこまめに刈るなど、土地の所有者・管理者は適正な管理を行ってください。
- 不法投棄されたごみの中に、投棄者の名前や住所が分かるものがあつた場合は、現場をそのままにして、伊勢警察署(電話20-0110)、清掃課、(電話37-1443)まで通報してください。
- ごみの投棄者が特定できない場合には、その土地の所有者・管理者でごみの処分をしてください。

# 野外焼却

## 野外での焼却は、法律で**禁止**されています。

- 違反者には、厳しい刑罰が科せられます。
- 農林漁業を営むうえでやむを得ない場合や、たき火、その他日常生活で行われる軽微な焼却など、法律で規定された例外を除き禁止されています。



# その他

## ◎小動物について

- 飼い犬、飼い猫など、小動物の死体は、有料で回収に伺います。  
※ただし、大型犬など引き取ることができない場合があります。  
お問い合わせは清掃課(電話37-1443)へ。
- また、他のごみと一緒に焼却しますので、葬儀、火葬、供養等を希望される方は、専門業者へお問い合わせください。